

OGPS 機材貸出規定

2020年7月1日改訂

本規定は、オリンパスグローバルプロサービス(以下「OGPS」という)における、登録機材の修理預かり時の代品または試用を目的とした機材貸出に関して定めるものです。

なお、本規定については、利用者が機材貸出(以下「本サービス」という)の申込みをした時点で同意されたものとみなされますので、ご利用の前に必ずお読みください。

第1条 本規定内容の変更

当社は、当社都合により予告なく本規約の内容を変更することがある。この場合、当社は会員に対して合理的手段、方法により予め通知する。

第2条 受付

1. 本サービスの申込受付は電話、当社プロサロンへの直接の来室、Eメールのいずれかにて行い、受付時間は営業日の営業時間内とする。
2. 試用貸出機材の貸出受付は、機材受取希望日の1ヶ月前から開始し、希望日の5営業日前までを受付期間とする。
※受付期間を過ぎての貸出希望は、都度当社プロサロンまで問い合わせるものとする。
3. 代品貸出の受付は会員から当社への修理依頼時とする。
4. 機材貸出は代品・試用ともに申請先着順にて受付ける。
5. 返却期日を過ぎた未返却機材がある場合、新たな試用機材貸出は出来ない。
6. 希望機材の予約・修理状況、その他の事由にて希望期間、または希望機材の貸出が出来ない場合があり、これを会員は了承するものとする。
7. 受付時、本人確認のため、OGPS 会員証の提示を必要とする。原則として会員自身による申請のみ受付ける。
8. やむを得ない事由により、会員本人が代品機材貸出の申請手続きを行えない場合のみ代理人による申請を受付ける。
9. 当社は機材貸出の申請を受付けた後、該当機材の在庫状況、申請した会員の過去の貸出返却状況を確認し、会員本人に貸出の可否を連絡する。

第3条 機材の受渡し

1. 利用者本人による当社プロサロン来室での機材受取りを原則とし、利用者本人が来室できない場合、宅配便での送付又は、利用者本人による事前の連絡が有る場合に限り、代理人に対し貸出機材の受渡しを行う。
2. 貸出時に宅配便を利用する場合は、日本国内かつ特別なコスト・時間のかからないエリアに限定する。
3. 貸出時の宅配便費用は当社負担とする。
4. 貸出時に宅配便を利用する場合、当社は、出荷日、宅配会社、伝票番号を利用者に連絡する。
5. 代理人への機材受渡しを行う場合、利用者本人による依頼が証明出来る資料の提出を必須とする。
6. 利用者は貸出機材受取りの際、その場で機材の動作、外観等の確認を行うものとする。不具合が発見された場合は、当社へ連絡を入れるものとする。

第4条 試用貸出機材

1. 試用機材の貸出は購入検討を目的とし、利用者の未購入製品に限って行うものとする。
2. 1回の貸出において同一製品は1台までの貸出とする。
3. 同一製品の貸出は2回を上限とする。
4. 生産が終了した製品については試用貸出を行わない。

第5条 代品貸出機材

1. 機材修理預り時の代品貸出については、当社は修理機材と同等の機材を準備するものとする。ただし備品在庫状況などにより対応できない場合がある。
2. 1回の貸出において同一製品は1台までの貸出とする。

第6条 貸出期間

1. 貸出は会員資格を有する期間内で行う。
2. 試用貸出期間は配達日数を除き正味2週間を限度とする。
3. 修理に伴う代品貸出は登録機材の修理完了連絡後、1週間以内の返却とする。

第7条 貸出機材の返却

1. 貸出機材は貸出を行ったプロサロン窓口（東京または大阪）への返却を原則とする。
2. 宅配便での返却費用は会員の負担とする。
3. 宅配便を利用する場合、利用者は当社へ配達業者、伝票番号、配達予定日の連絡を行う。
4. 機材返却確認後、当社から利用者に受取の連絡を行う。

第8条 返却遅延、又は機材の破損・未返却

1. 利用者は、機材の破損、紛失、第三者による盗難が発生した場合、又は事由を問わず返却が遅れる場合には速やかに当社へ連絡する。
2. 利用者の故意又は過失による機材の破損が発生した場合、利用者は破損状態に応じ修理料金もしくは当社が定める当該商品の販売代金に相当する金額（オリンパスオンラインショップ OGPS 会員価格）を負担する。
3. 利用者の故意又は過失による機材の紛失、第三者による盗難が発生した場合、または当社への連絡なく返却予定日を経過のうえその返却に応じない場合、利用者は当社が定める当該商品の販売代金に相当する金額（オリンパスオンラインショップ OGPS 会員価格）を負担する。
4. 当社は、当該利用者に対する修理料金及び販売代金に相当する金額の請求権を、自らの裁量により第三者に譲渡することができるものとし、利用者は、当該譲渡につき予め異議なくこれを承諾するものとする。

第9条 貸出機材の取扱い

1. 機材の取扱いは全て取扱説明書に準じた使用を前提とする。
※取扱説明書は弊社ホームページを参照ください。
https://cs.olympus-imaging.jp/jp/support/cs/man/man_esystem.html
2. 取扱説明書において記された内容・注意事項等に反した使用をし、機材の破損／故障を引起こした場合、利用者は、当社が定める修理費又は機材代の実費を負担する。
3. 通常使用中に発生した不具合については、会員からプロサロンに連絡を入れ、当社において対応を行う。

第10条 禁止行為

利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして以下のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはならない。

- 1) 貸出機材の第三者への譲渡、又貸し
- 2) 貸出機材を担保とすること
- 3) 貸出機材の改造
- 4) 貸出機材に予め搭載されているプログラムの書換や、別のソフトウェアを搭載する等の行為
- 5) 事前連絡のない貸出機材の返却遅延
- 6) 法令に違反する行為及びこれらを助長する行為
- 7) 本規約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為

8) その他、当社が不適切と判断する行為

第11条 会員資格の取消、サービス利用停止

会員が本規定に反する行為をおこなった場合、または反する行為に類する事由があると当社が判断した場合、当社は利用者の会員資格取消、または本サービスの利用停止が出来るものとする。

利用者は会員資格取消、または本サービス利用停止後も、当社及びその他の第三者に対する義務及び債務を免れるものではない。当社は、本条に基づき当社が行った行為により利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

第12条 免責

本サービスは修理の代品貸出もしくは試用を目的としたサービスであり、機材の動作不良や予期せぬ事態により会員に生じた損害や不利益について、原因の如何を問わず当社は一切の責任を負わない。但し、当該損害につき、当社に故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。

第13条 管轄裁判所及び準拠法

1. 本サービスに関連して、会員と当社の間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。なお、相手方の求めがあるときは、会員および当社は、当該協議を行う旨の合意を書面または電磁的記録にて行う。
2. 協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. 本規約、本規約に関連する個別規定及び追加規定、並びに OGPS の成立、効力、履行、及び解釈に関しては、日本法が適用される。

本規定に関する問合せ先

オリンパス株式会社 オリンパスプロサロン

Tel:03(5909)0212 Fax:03(5909)0217 E-mail:pro_support@ot.olympus.co.jp

営業時間 11:00～18:00(木曜・日曜定休、ゴールデンウィーク・夏季・年末年始の長期休業)